

別表

事業の種類	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 木材産業成長産業化促進対策事業（林業・木材産業循環成長対策（木材需要拡大・木材産業基盤強化対策））	1 補助事業者が、木材産業成長産業化促進対策事業計画に基づいて行う次に掲げる施設整備等に要する経費 （1）木材加工流通施設整備 （2）森林バイオマス等活用施設整備	2分の1以内	市町村、森林組合、木材関連事業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等	1 補助金の増額 2 整備区分1ごとの事業費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 整備区分1の新設又は廃止 3 整備区分1ごとの施行箇所又は設置場所の変更 4 整備区分1ごとの主要工事内容及び施設の主要構造又は機械器具等の機能及び品目の変更
	（3）未利用間伐材等活用機材整備	2分の1以内	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等		
	（4）木質バイオマス供給施設整備 （5）木質バイオマスエネルギー利用施設整備	3分の1以内 ただし、別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組に位置付けられる施設並びに機械及びその付帯施設にあっては2分の1以内。なお以下に規定する場合を除く。木質バイオマス供給施設整備について、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設（以下「発電施設」という。）に供給することを主たる目的とする施設（以下「供給施設」という。）の補助率は以下（1）～（3）のとおり。 （1）発電施設が別に定める「地域活用要件」の内容を満たし、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する仕組である場合は、2分の1以内。 （2）発電施設が「地域活用要件」の内容を満たさず、かつ供給施設が「地域内エコシステム」の構築等に資する取組でない場合は、15%以内。 （3）上記以外の場合は、3分の1以内。			
2 前項の第1号から第5号に掲げる施設整備（以下「整備区分1」という。）の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費 （1）附帯事業費	2分の1以内	整備区分1を行う補助事業者			
2 木造公共施設整備事業（林業・木材産業成長産業化促進対策）	1 木造公共建築物等の整備に要する経費	2分の1以内 ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額（15%以内）、木質内装については定額（3.75%以内）	市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区及び地方公共団体の組合その他「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」（平成22年政令第203号）第1条に規定する公共建築物の整備主体	1 補助金の増額 2 整備区分2ごとの事業費30%を超える増減 3 事業費の工事雑費又は事務雑費への流用 4 附帯事業費の変更	1 事業実施主体の変更 2 整備区分2の新設又は廃止 3 整備区分2ごとの施行箇所又は設置場所の変更 4 整備区分2ごとの事業量の30%を超える増減 5 整備区分2ごとの主要工事内容及び施設の主要構造の変更
	2 前項の施設整備（以下「整備区分2」という。）の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的な知識及び技術の習得活動等の実施に要する経費 （1）附帯事業費	2分の1以内			

事業の種類	経費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
3 木材産業循環成長対策事業(合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金)	1 補助事業者が、木材産業成長産業化促進対策事業計画に基づいて行う次に掲げる施設整備等に要する経費 (1) 木材加工流通施設整備 (2) スtockヤード整備	2分の1以内	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人 その他県知事が認めるもの	1 補助金の増額 2 事業費の30%を超える増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業の施行箇所又は設置場所の変更 4 事業量の30%を超える増減 5 主要工事内容及び施設の主要構造の変更
	(3) 未利用間伐材等活用機材整備	2分の1以内	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等		
	(4) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備 (5) 木質バイオマス供給施設整備	2分の1以内 ただし、再生可能エネルギーの電気の利用の促進に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設(以下「発電施設」という。)に供給することを主たる目的とする施設(以下「供給施設」という。)の補助率は以下(1)、(2)のとおり。 (1) 発電施設が別に定める「地域活用要件」の内容を満たす場合は、2分の1以内 (2) 発電施設が「地域活用要件」の内容を満たさない取組である場合は、3分の1以内			